

■ 情報伝達、避難計画等に関する事項

- 平成31年4月に福祉保健局所管の避難確保計画作成対象施設へ避難確保計画策定義務等について通知
- 指導検査等の際に、避難確保計画作成対象施設においては計画の有無を確認するとともに、未作成の場合は義務化について説明

【避難確保計画に定めるべき事項】

計画の項目	チェック項目
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達 (水防法施行規則16条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項	施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか 避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか 避難準備・高齢者等避難開始等の発令がない場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか
(イ) 避難誘導 (水防法施行規則16条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項	避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか 必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか
(ウ) 施設整備 (水防法施行規則16条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか 夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか 屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか
(エ) 教育・訓練 (水防法施行規則16条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項	適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか
(オ) 自衛水防組織(設置した場合のみ) (水防法施行規則16条五) 自衛水防組織の業務に関する事項	自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか

【対象施設への通知内容】

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント! 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。※市町村地域防災計画にその名前及び所在地が定められた施設が対象です。



要配慮者利用施設とは…
 社会福祉施設、学校、医療施設
 その他の主として防火上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例は…

- 社会福祉施設: 老人福祉施設、福祉老人ホーム、福祉施設(老人共同生活介護事業の場)、障害児通所支援事業の場に対する施設、障害児通所支援事業の場に対する施設、障害児通所支援事業の場に対する施設、障害児通所支援事業の場に対する施設
- 学校: 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、職業学校(専修学校を兼ねたもの)等
- 医療施設: 病院、診療所、介護老人保健施設、介護老人保健施設(認知症対応型共同生活介護)等
- その他: 児童福祉施設、児童発達支援センター、障害児通所支援センター、障害児通所支援センター、障害児通所支援センター、障害児通所支援センター

※ 避難所の対象となるのは、これは要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画に定める避難所が指定された施設です。

1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
- 自衛水防組織の業務(※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合)
- その他が利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方が避難訓練に参加**することで、より実効性が高まります。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



1 問い合わせ先

- 市町村地域防災計画(避難場所・避難経路など)・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。
 - 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること
洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域については都道府県へお問い合わせください。
 - 法改正に関すること
 - 水防法関係: 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
 - 土砂災害防止法関係: 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
- TEL: 03-6253-8111 (代表) URL: <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>
- ver.4.2 (H29.6.19)